

第4章 フォローアップ体制の整備

1. 計画の推進体制

(1) 富良野市環境保全行動計画推進のための組織

本計画に示した施策は、市のあらゆる行政部門に関係しており、本計画の望ましい環境像を実現していくためには、市の全ての行政部門が一丸となって本計画を推進していくことが必要です。また、より良い環境をつくるためには、市庁内の取り組みだけではなく、市民・事業者の積極的な取り組みやパートナーシップ、他の行政機関との連携が重要となってきます。

このため、市庁内に「環境基本計画庁内推進委員会」を設置し、市が実施する様々な環境関連施策の調整を図るなど、市の環境保全・創造の取り組みを進めます。

また、市民、事業者、市が協働して取組を進めていくための核となる組織「ふらの環境会議」を設置し、それぞれの立場から本市の環境をより良くしていくために何をするべきか検討していきます。「ふらの環境会議」は、市民・事業者・市のパートナーシップの下で、自主的・積極的に環境保全活動に取り組み、その活動をより広がりをもったものとするため、参加者は、行政を始め、各界・各層の民間団体、環境活動に参加意欲のある市民・事業者とします。

そのほか、市長の諮問機関である富良野市環境審議会においては、引き続き環境に関わる様々な問題等を審議し、市の施策等に反映していきます。

なお、計画の推進にあたっては、環境に関する情報の公開を前提とするとともに、本市のみならず周辺町村との連携・協力を図り、広域的な取組をめざします。

- 環境基本計画庁内推進委員会(「富良野市環境基本条例」第26条第1項)

市庁内における環境の保全・創造に係る全庁的な政策決定機関であり、各行政部門の代表で構成する組織であります。

環境基本計画を計画的かつ確実に推進していくことを目的とし、計画の進行管理(目標達成状況・施策の進捗状況の把握、見直しなど)や部門間の調整などを行います。

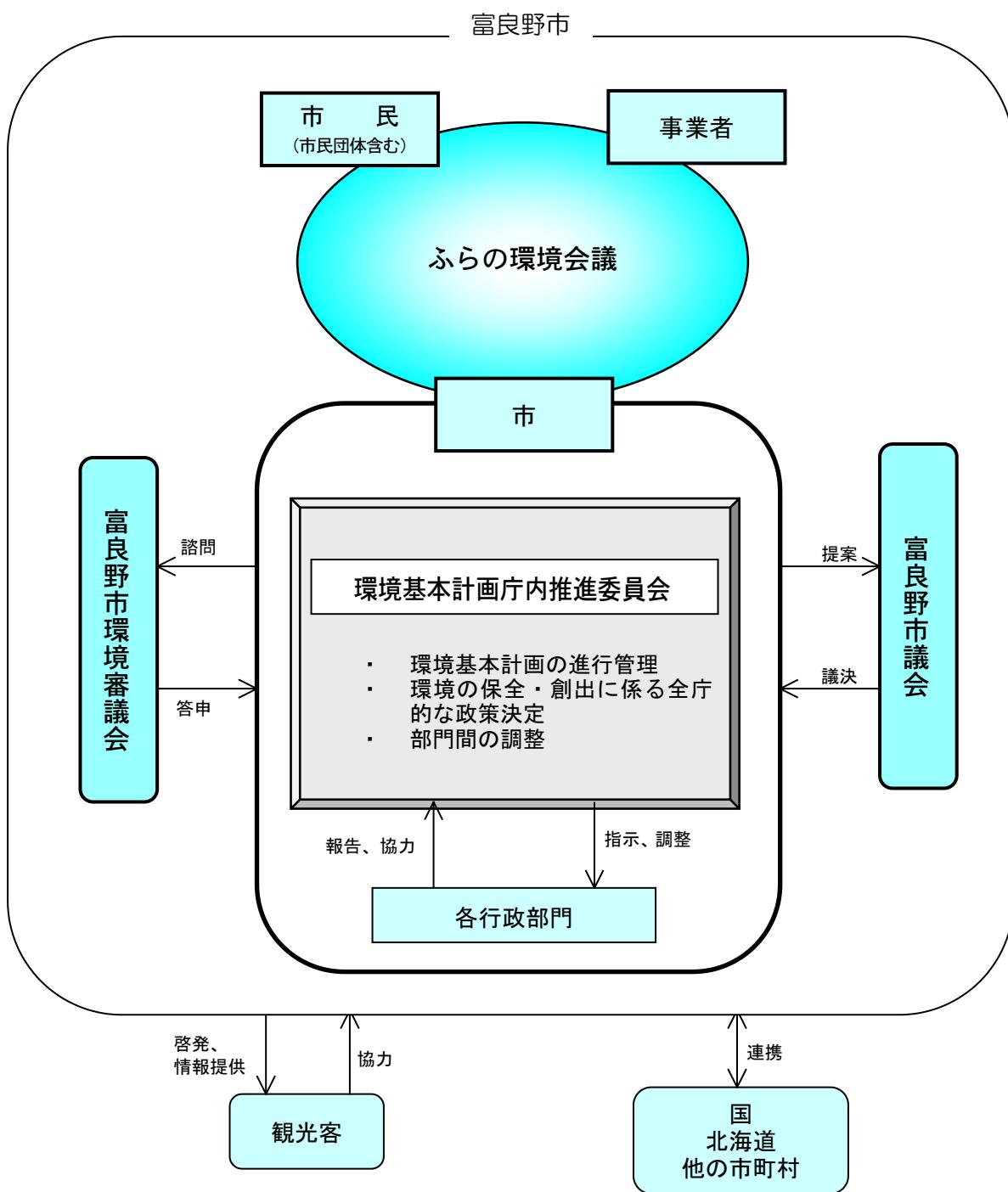
- ふらの環境会議(「富良野市環境基本条例」第26条第2項)

本市全体の環境の保全・創造に、市民(市民団体含む)・事業者・市の3者がパートナーシップの下で取り組むために、お互いの意見や情報等を交換・発信する場として、また、市民、事業者、市各々が本市の環境をより良くしていくために何をするかを検討していく場として設置します。

- 富良野市環境審議会(「富良野市環境基本条例」第29条)

環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の諮問機関として設置します。市民、事業者、学識経験者などによって構成されます。

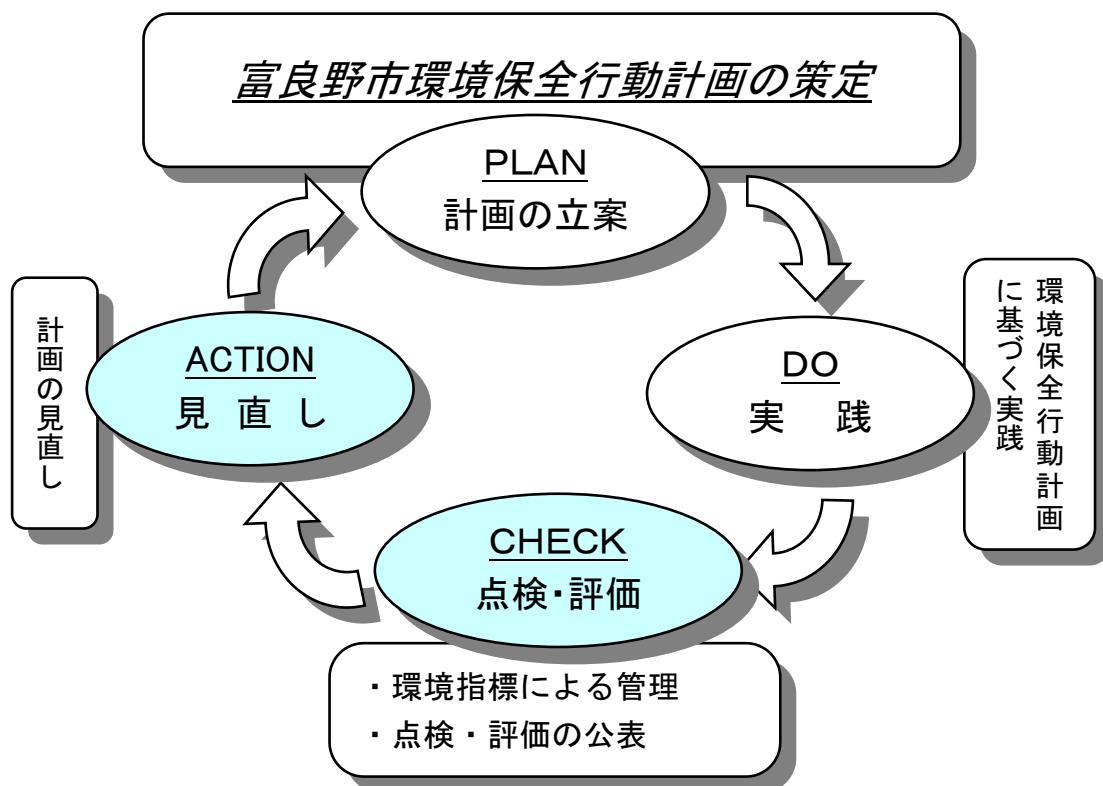
■計画の推進体制



2. 進行管理

望ましい環境像を実現していくためには、本計画が着実に実行されることが必要です。計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムのP(PLAN)－D(DO)－C(CHECK)－A(ACTION)の考え方に基づいて、計画の目標の達成状況や施策の実施状況などを定期的に点検・評価し、計画の的確な進行管理を行います。

■環境マネジメントシステムの P-D-C-A の考え方



(1) 進行管理の体制

「環境基本計画庁内推進委員会」において、定量的目標の達成状況を把握するとともに、関係部署における施策の実施状況や課題の整理(点検)、評価及び計画の見直しなどを行い、計画の進捗状況を管理します。

(2) 環境指標による管理

施策目標ごとに定量的目標を設定し、これらの環境指標の推移をみるとことによって、目標の達成度合いをチェックし、計画の進捗状況を管理します。

(3) 点検・評価結果の公表

定量的目標の達成状況や施策の進捗状況などについては、定期的に刊行される環境報告書や広報、ホームページ等を通じて広く公表します。

(4) 計画の見直し

本計画は平成22(2010)年度を目標年度とした9年間の計画ですが、環境問題を取り巻く状況の変化にはめまぐるしいものがあり、社会経済構造が大きく変化する可能性もあるため、それらに応じた計画の見直しが必要となります。また、進行管理の点検・評価の結果によっても計画の見直しが必要になる場合もあります。

これらの状況を踏まえ、新しい目標の設定や施策の展開など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。